

家屋の確認 調査について



町では、公平で適正な課税を行うために、定期的に町内を巡回するほか、航空写真を利用し、新増築または滅失された家屋について、調査を行っています。

【家屋が新増築されている場合】
課税対象となる場合は、家屋調査をお願いする通知を送付します。なお、現況がよく確認できない場合は、直接訪問する場合があります。

【家屋が滅失されている場合】
本調査により家屋の滅失を確認した場合、原則として、滅失を確認した翌年度から課税台帳を削除します。なお、家屋を取り壊したことが確認できる滅失証明書等がある場合は、取り壊した翌年度か

住民の皆さま へのお願ひ

ら台帳を削除しますので、ご相談ください。

家屋を新増築した場合または取り壊した場合は、税務課へご連絡ください。

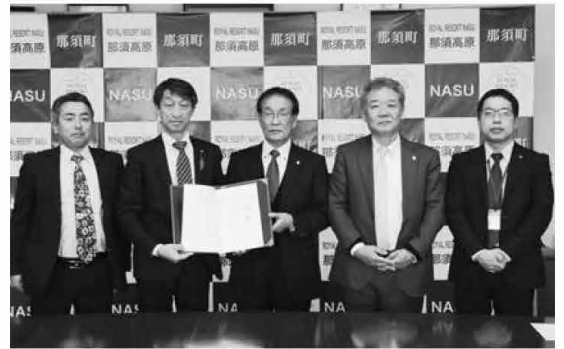
税務課では、家屋表題登記および建築確認申請により家屋の新増築を把握するほか、定期的に町内を巡回し新増築または取り壊しの把握に努めています。

住民の皆さまには、お手数をおかけしますが、公平で適正な課税を行うため、ご協力をお願いします。

▼問合せ 税務課資産税係

☎72-6905

栃木県トラック協会塩那支部と 災害時の協定を締結



栃木県トラック協会塩那支部との協定式

町では、災害に強いまちづくりを推進するため、12月7日栃木県トラック協会塩那支部と「災害等における物資等の緊急輸送業務および応急対策業務に関する協定」を締結しました。

【協定の概要】

町内またはその他の市町村で災害が発生した際、町は救援物資等の緊急輸送業務や土砂、がれきの撤去・運搬などの応急対策業務を要請できることを定めました。

▼問合せ 総務課総務防災係

☎72-6901

わが家の 防犯対策をチェック



暗くなるのが早く、家を不在にすることが増える時期です。空き巣



12/12 防火防犯診断の様子

防災のワンポイント



日頃から各家庭でも災害時に必要な物資を備えましょう。(以下は一例です。各家庭の環境にあったものを備えましょう。)

□食品(おむね3日分)

非常食(レトルトご飯、缶詰等)、水(飲料水、調理用) 等

□生活用品

生活用水、充電式のラジオ、常備薬、携帯電話の予備バッテリー、救急箱、ティッシュ、懐中電灯、カセットコンロ、ガスボンベ、女性用生理用品 等

□非常用持ち出し袋

那須町安全安心メール

防災・火災・停電情報等をメールで配信しています。災害等に備えるため、ぜひ登録してください。



[t-nasu@sg-m.jp] へ空メールを送信するか、右のQRコードを読み取ってアクセスしてください。

■問合せ 総務課総務防災係
☎72-6901

- ①少しでも家を空ける時は、必ず施錠をしましょう。
- ②窓、扉の戸締り確認。特にトイレ、風呂場、2階の窓の閉め忘れに注意しましょう。
- ③侵入の足場になるようなものは整理整頓し、家の周囲に置かないようにしましょう。
- ④放火されないようゴミ袋、段ボール箱などは建物内に入れておきましょう。
- ⑤長期間不在にする時は、新聞、郵便物を止め、不在だと分からないようにしましょう。